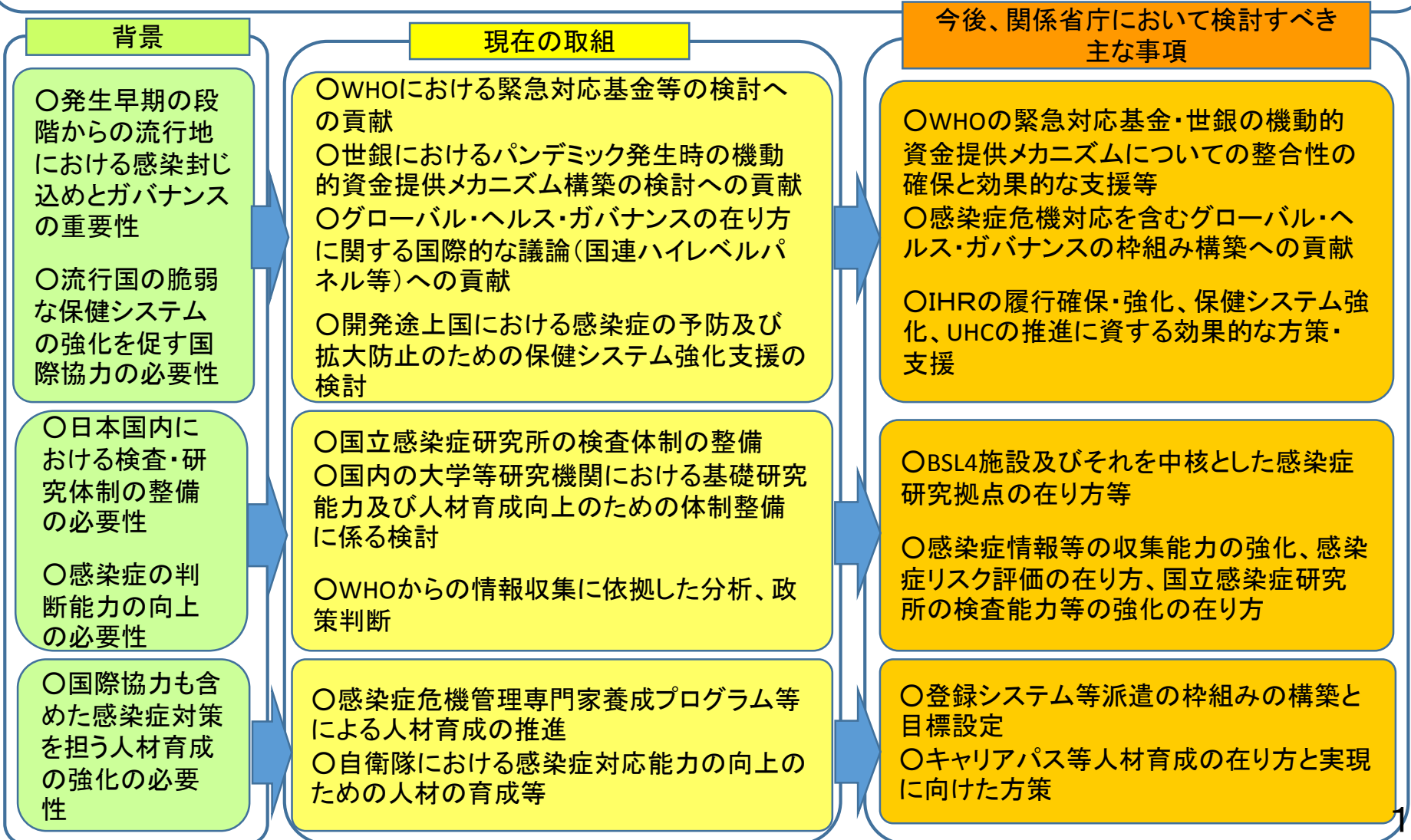


○「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」において、工程表を含む基本計画を策定することとしている。

○基本計画については、基本方針に掲げられた「重点的に強化すべき事項」の事項ごとに、その具体的な推進方策及び工程等をまとめていく方向であるが、関係省庁間の施策を総合的に推進する必要があることから、検討分野ごとにサブチームを設置し、G7伊勢志摩サミット等も見据えて、重点的に検討する。



基本計画のイメージ（粗い）

- 基本計画については、基本方針における重点的に強化すべき事項ごとに、①担当省庁、②具体的な推進方策、③実施年度や検討期限など工程（今後5年間）等を記載することを基本。
- 基本計画の構成については、検討中であるが、現時点でのイメージとしては、以下のとおり。

基本計画（イメージ）

■ 本体

○ 基本的な考え方

○ 重点施策（▲▲プロジェクト等パッケージ化）

○ 分野ごとの施策

- ・ 国際協力及び海外情報収集等の強化
- ・ 国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研究体制の整備
- ・ 国際社会において活躍する我が国の感染症対策の人的基盤の充実方策
- ・ 国内における感染症防止対策及び在外邦人の安全対策の強化

○ 成果目標（数値目標を含む。）

○ 各施策の評価に関すること（各施策の進捗状況のフォローアップ等）

■ 別紙

○ 工程表

（参考）

国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針（平成27年9月11日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）（抜粋）

4. 今後の推進体制

本基本方針に掲げる事項については、本閣僚会議の下に、関係省庁による連絡調整を行う体制を設け、関係省庁間の連携を強化して取組を進めるとともに、今後、本基本方針に基づき、工程表を含む基本計画を本閣僚会議にて策定することとする。

基本計画の策定に当たっては、有識者等の専門的な見地からの助言等を得つつ、戦略的に進めていくこととする。

また、今後の基本計画等の策定に当たっては、来年のG7伊勢志摩サミット等を見据えて内容の検討を行うこととする。